

発第520号
令和3年8月25日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

保管店におけるD系列銀行券の受入停止に伴う「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」の一部改正について

昨年、「保管店および戸田分館におけるD系列銀行券の受入停止等について」によりお知らせしたとおり、本行では、F系列銀行券の発行開始に向けた準備作業の一環として、本年9月末をもって保管店におけるD系列銀行券（D二千円券を除く。）の受入を停止することとしました。

これに伴い、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」を別紙のとおり一部改正し、本年10月1日から実施することとしましたので通知します。

また、改正後の「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」につきましては、上記実施日に本ホームページに掲載します。

以 上

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」中一部改正

- 2.（1）を横線のとおり改める。

2. 現金の受入

（1）受入対象

一般保管店において受入を行う現金は、銀行券に限ります。ただし、赤丸券のうち、破損または汚損の度合が著しい等の理由で額面どおりの引換効力に疑義があるもの、および、~~D~~系列の銀行券を除く旧券については、保管店における受入は行いませんので、勘定店に受入または引換依頼として持ち込んでください。

災害保管店においては、現金の受入は行いません。